

# 柏市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行要領

制定 平成 21 年 6 月 3 日

施行 平成 21 年 6 月 4 日

## 1 趣旨

この要領は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号。以下「省令」という。）の施行に関し、柏市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成 21 年柏市規則第 51 号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 2 用語

この要領において使用する用語は、法、省令、施行細則、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「基準法」という。）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）及び建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「基準法施行規則」という。）において使用する用語の例による。

## 3 長期優良住宅建築等計画の通知

法第 6 条第 3 項（法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による通知（以下「計画通知」という。）は、計画通知書（法第 8 条第 2 項において準用する場合にあっては、計画変更通知書）に法第 6 条第 2 項（法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により提出された基準法第 6 条第 1 項（基準法第 87 条の 2 において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する確認の申請書を添えて行うものとする。

## 4 建築主事の審査等

(1) 建築主事は、計画通知を受けた場合は、法第 6 条第 4 項において準用する基準法第 18 条第 3 項の規定により当該計画通知に係る長期優良住宅建築等計画（住宅の建築に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。）が建築基準関係規定

に適合するかどうかの審査を行うものとする。この場合において、当該審査は、基準法第18条の3第3項の規定により同条第1項の規定により国土交通大臣が定める確認審査等に関する指針に従って行わなければならない。

(2) 建築主事は、計画通知に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準関係規定に適合することを認めた場合にあっては法第6条第4項において準用する基準法第18条第3項に規定する確認済証（以下「適合通知書」という。）を、適合しないことを認めた場合にあっては法第6条第4項において準用する基準法第18条第12項の規定によりその旨及びその理由を記載した適合しない旨の通知書を市長に交付しなければならない。

## 5 認定等

(1) 市長は、法第6条第2項の規定による建築基準関係規定適合審査の申出があった場合は、建築主事から適合通知書の交付を受けた場合に限り、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定をすることができる。

(2) 市長は、認定申請若しくは変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項に掲げる認定基準に適合しないと認められる場合又は同条第4項において準用する基準法第18条第12項の規定による通知書の交付を受けた場合は、当該申請したものに対し、認定しない旨の通知書を交付するものとする。

## 6 計画の認定の取り消し

市長は、法第14条第1項の規定により計画の認定を取り消した場合であって、当該取消しをした認定について建築主事から適合通知書の交付を受けていたときは、当該適合通知書の交付を行った建築主事に対し、速やかに認定を取り消した旨の通知を認定を取り消した旨の通知書により行うものとする。

## 7 維持保全計画書・資金計画書

認定申請において、申請者が省令第2条第1項に規定する第一号様式による申請書の建築後の住宅の維持保全の方法及び期間の欄、建築後の住宅の維持保全の方法の概要の欄、住宅の建築及び維持保全に係る資金計画の欄又は住宅の建築に係る資金計画の欄

にすべての項目を記入することができない場合は，別途維持保全計画書及び資金計画書に記入させるものとする。

#### 8 居住環境及び災害配慮基準確認シート

法第6条第1項第3号の建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたもの，又同条同項第4号の建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることを確認するに当たっては，確認シートを用いるものとする。

#### 9 建築完了報告書の添付書類

施行細則第10条の建築完了報告書には，次に掲げる図書を添付させるものとする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し，登録住宅性能評価機関による建設住宅性能評価書の写し又は施工者が記載した報告書
- (2) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し

#### 10 補足

この要領に定めるもののほか必要ない事項は，市長が別に定める。

#### 附則

この要領は平成21年6月4日から施行する。

この要領は平成28年4月1日から施行する。

この要領は令和4年2月20日から施行する。